

労務管理・法務セミナーのご案内

働き方改革法案が成立し、従業員が1人でもいる全ての会社を対象に年次有給休暇を5日以上取得させることが義務化となります。働き方改革関連の法改正の中で中小企業にとって最も高いハードルがこの年次有給休暇の5日以上の強制取得です。平成31年4月から施行になりますので、早めに対応策を決めることが必要です。今回、この有給休暇取得義務化問題と雇用問題を様々な角度からトラブル問題解決・回避するための対策その他経営に有用な情報取得セミナーを開催しますので奮ってご参加ください。

内 容	
	「有給休暇の義務化概要解説及び対策」 13:15-14:15 ・有給休暇義務化の内容、対象・対象外となる従業員 ・有給休暇取得日指定義務の具体的な内容 ・有給休暇義務化対応策（個別指定方式・計画年休制度導入・時間単位付与） ・労使協定の締結・就業規則の変更 ・これからの労務管理・社内施策・組織風土改革 ■講師■ 株式会社人事情報システム 社会保険労務士 村上直美
	休 憩
	「最新経営トピック・雇用問題を中心に」 14:15-15:15 ・採用における注意事項 ・非正規社員の待遇（無転換ルール、同一労働・同一賃金の原則） ・未払い残業代（定額残業代の有効性・管理監督者の判断基準） ・解雇・退職トラブル防止対策 ・外国人雇用問題 ■講師■ 弁護士法人牛見総合法律事務所 弁護士・牛見和博

⇒実際に発生している人事・労務に関する諸問題の個別相談（無料）にも応じます。事案を整理してお越しください。

日時：平成30年10月19日（金）

13:15 - 15:15

■場 所■ 山口商工会議所・コミュニティーホール **■参加人員■** 90名
■対 象■ 企業・団体の経営者、人事・労務担当者 **■受 講 料■** 無料
■共 催■ 株式会社人事情報システム・弁護士法人牛見総合法律事務所

▲お問い合わせ 株式会社人事情報システム TEL: 083-995-2161



セミナー申込用紙 （セミナー申込をいたします。）		FAX: 083-995-1452	
事業所名		受講者名	
所在地		TEL FAX	

* 当社は個人情報に関して厳密に管理しており、取得した情報は皆様との連絡、サービスに関するお知らせ以外には使用しません。

* 山口商工会議所には駐車場がありませんので、車でお越しの際には近隣の駐車場をご利用ください。